

## 海外旅行傷害保険

保険の種類		保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
傷害	死亡 後遺障害	本会員・家族会員最高5,000万円 家族特約対象者最高1,000万円	被保険者が補償期間中の偶然な事故によるケガがもとで、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、または身体に後遺障害が生じた場合。	①死亡された場合…保険金額（死亡・後遺障害）の100%をお支払いします。 ②後遺障害が生じた場合…その程度に応じて、保険金額（死亡・後遺障害）の3%～100%をお支払いします。 注 ①でお支払いする保険金は、保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、すでにお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額とします。	■被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ■けんかや自殺、犯罪行為 ■無免許・酒酔い・麻薬等使用中の運転 ■脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、流産によるケガ ■戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ■むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
	治療費用	1回の事故につき200万円限度 家族特約対象者200万円限度	被保険者が、補償期間中の偶然な事故によるケガがもとで医師の治療を受けられた場合。 注 事故発生日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りします。	1回のケガ・病気につき、次の費用のうち実際に支出された金額で、社会通念上妥当な金額をそれぞれの保険金額を限度としてお支払いします。 ①医師、病院に支払った診療・入院関係費用。（緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます。） ②治療により必要になった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。（傷害治療のみ） ④入院のために必要となった身の回り品購入費（5万円限度）、通信費。（1回の事故につき合算して20万円限度） ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費・宿泊費。（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者が直接支払いになることが必要にならない部分、また海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分についてはお支払いの対象としません。	■旅行開始前、終了後に発生したケガ ■危険な運動（ビッケル、アイゼンなどを使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）中の事故など
疾病	治療費用	1回の病気につき200万円限度 家族特約対象者200万円限度	被保険者が、①海外旅行開始後に発病した病気がもとで補償期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。（ただし、補償期間終了後の発病した病気については、原因が補償期間中に発生したものに限ります。）②補償期間中に感染した特定の感染症がもとで、補償期間終了日からその日を含めて30日以内を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 注1 特定の感染症とはコレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症、新型コロナウイルス感染症をいいます。 注2 ①②共に、初診の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りします。	①医師、病院に支払った診療・入院関係費用。（緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます。） ②治療により必要になった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。（傷害治療のみ） ④入院のために必要となった身の回り品購入費（5万円限度）、通信費。（1回の事故につき合算して20万円限度） ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費・宿泊費。（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者が直接支払いになることが必要にならない部分、また海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分についてはお支払いの対象としません。	■被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ■けんかや自殺、犯罪行為 ■戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ■むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ■妊娠、出産、流産、これらに起因する病気 ■歯科疾病 ■旅行開始前に発病した病気（既往症） ■ビッケル・アイゼンなどを使用する山岳登山中の高山病など
	賠償責任	1回の事故につき3,000万円限度 家族特約対象者2,000万円限度	被保険者が、補償期間中の偶然な事故によりあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合。 注 他人のものには、以下のものを含みます。 ・レンタル業者より被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品。 ・ホテルの客室および客室内の動産（セイフティーボックスのキーおよびルームキーを含みます。）	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に要した費用などもお支払いします。 注 賠償金額の決定の際には、事前に損害保険ジャパン日本興亜株式会社の承認を必要とします。	■被保険者の故意 ■戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ■汚染物質に起因する賠償責任 ■職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任 ■親族に対する賠償責任 ■航空機、船舶、車両、銃器、（ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスキーモービルを除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ■預かっている物に関する賠償責任（ただしホテルのルームキー、レンタル業者から賃借した旅行用品などは除きます。）など
	携行品損害	1旅行中50万円限度 保険期間中100万円限度 自己負担額 1回の事故につき3,000円	補償期間中に携行品（カメラ、カバン、衣類など）が盗難・破損・火災などの偶然な事故によって損害を受けた場合。 注 携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいます。（旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、携行するものを含みます。） なお、次のものは含まれません。 現金・小切手・有価証券・クレジットカード・定期券、コンパクトレンズ、義歯、船舶、自動車、動植物、登山用具、各種書類、居住施設内（一戸建住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます。）にあるもの、業務用機器、別送品など	1回の事故につき携行品ひとつ（1個または1対）あたり10万円を限度として、損害額（損害額とは修理費、または時価額のいずれか低い額をいいます。）をお支払いします。乗車船券、航空券等については、事故の後に支出した費用について5万円を限度としてお支払いします。また、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に再発給費用（現地にて負担した場合に限りします。交通費、宿泊費を含みます。）をお支払いします。ただし、1旅行につき50万円を限度、保険期間を通じて100万円を限度とします。 注 1回の事故ごとに損害額のうち3,000円（免責金額）はお客様のご負担となります。 損害額-3,000円（免責金額）	■被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ■差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防、避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊を除きます。） ■無免許、酒酔い、麻薬等使用中の運転 ■戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ■携行品の欠陥または自然の消耗、さび、変色、虫食い ■携行品の置忘れまたは紛失 ■単なる外観の損傷で機能にきたさない損害 ■ウインドサーフィン、サーフィン、スキューバダイビングに関する用具の損害 ■危険な運動（ビッケル、アイゼンなどを使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）中のその運動固有の用具の損害など
	救護車費用等	200万円限度	被保険者が、補償期間中に ①被った事故によるケガがもとで、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または3日以上続けて入院された場合。 ②病気により死亡された場合。 ③発病した病気により、補償期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。または、3日以上続けて入院された場合。ただし、旅行中に医師の治療を開始した場合に限りします。 ④搭乗、乗船中の航空機、船舶が遭難した場合。 ⑤被った事故により生死が確認できない場合（無事が確認できた後に発生した費用は対象としません。）または緊急捜索・救助活動が必要となったことが警察等公的機関により確認された場合。	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で、社会通念上妥当な費用を保険期間を通じて保険金額を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用。 ②救護者の現地までの往復航空運賃などの交通費。 ③救護者のホテルなど宿泊施設の客室料。（救護者1名につき14日分まで） ④救護者の渡航手続費、現地での諸雑費。 ⑤現地からの移送費。 ⑥遺体処理費用。（100万円限度） 上の②から④の費用は右表の金額が限度とします。また、3日から6日までの入院の場合には⑤の移送費用は支払われません。 注 払い戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。	■被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ■けんかや自殺（死亡された場合を除きます。）、犯罪行為 ■戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ■むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ■妊娠、出産、流産、これらが原因の病気による入院 ■歯科疾病による入院 ■無免許・酒酔い・麻薬等使用中の運転中に生じた事故による入院など

※左の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約に基づきます。

※上の表中の「お支払いする保険金」欄に上限金額が明記されている項目については、他の海外旅行傷害保険契約との重複がある場合でも、実際に支払われる保険金の合計額は明記されている額が上限となります。

※旅行をキャンセルした場合などに新たに生じるキャンセル代などについては、補償の対象とはなりません。

	②の交通費、③の客室費	④の雑経費など
3日～6日継続入院の場合	救護者1名分	5万円
7日以上継続入院の場合	救護者3名分	20万円